

障がい者差別に関する相談一覧(平成28年4月1日～平成29年1月31日受付分) 全21件

基本情報				相談内容と要旨		対応状況と要旨	
総件数	受付時期	相談者	障がい種別	主訴	相談要旨	状況	対応要旨
1	平成28年4月	当事者の関係者	肢体不自由	不当な差別的取扱い	介護人の不在を理由とする介護タクシーの乗車予約拒否	対応終了	事業者に状況確認及び法律の趣旨について説明
2	平成28年4月	当事者の関係者	精神障害	不当な差別的取扱い	就業先に短期間で解雇されてしまう	対応終了	障がい者差別の雇用分野に関する相談は、障害者雇用促進法に規定(相談窓口である、ハローワーク等を紹介)
3	平成28年5月	当事者	不明	不当な差別的取扱い	障害者手帳を成人向けイベントの受付で見せたところ、会場に入れてもらえなかった	対応終了	会場の所管課に状況を確認、本人に法律の趣旨について説明
4	平成28年5月	当事者	肢体不自由	合理的配慮の不提供	就業先が必要な配慮をしてくれない	対応終了	障がい者差別の雇用分野に関する相談は、障害者雇用促進法に規定(相談窓口である、ハローワーク等を紹介)
5	平成28年6月	家族	不明	不当な差別的取扱い	習い事に通いたい場合に、時間が限られていたり、料金が高かったりする場合は差別ではないか	対応終了	法律の趣旨について説明
6	平成28年6月	当事者	肢体不自由	合理的配慮の不提供	商店街の飲食店などで、声かけや設備などの配慮が足りない	対応終了	関係各課へ情報提供
7	平成28年6月	当事者	視覚障害	合理的配慮の不提供	税金や保険料の通知などの中身を見ることができない	対応終了	関係各課へ情報提供
8	平成28年6月	支援者	複数	合理的配慮の不提供	・区立通所施設は、合理的配慮として医療的ケアを行うべき ・就労継続支援B型で、自立していない場合等でも受け入れるべき ・重度の自閉症の人も、実習を希望すれば受け入れるべき	対応終了	法律の趣旨について説明
9	平成28年6月	当事者	視覚障害	合理的配慮の不提供	所属団体からの手紙について、内容をメールで送付してほしい	対応終了	本人に法律の趣旨について説明、所管課から団体へ情報提供
10	平成28年6月	当事者	視覚障害	合理的配慮の不提供	・期日前選挙に行ったところ、点字対応してもらえず投票できなかった ・選挙広報に点字や音声対応したものがない	対応終了	所管課へ情報提供

障がい者差別に関する相談一覧(平成28年4月1日～平成29年1月31日受付分) 全21件

基本情報				相談内容と要旨		対応状況と要旨	
総件数	受付時期	相談者	障がい種別	主訴	相談要旨	状況	対応要旨
11	平成28年6月	当事者	肢体不自由	合理的配慮の不提供	就業先が必要な配慮をしてくれない	対応終了	障がい者差別の雇用分野に関する相談は、障害者雇用促進法に規定(相談窓口である、ハローワーク等を紹介)
12	平成28年6月	当事者の関係者	精神障害	不当な差別的取扱い	ハローワークにおいて、精神障がい者のみ医師の診断書を求めるのは差別ではないか	対応終了	ハローワークへ対応状況確認、相談者へ法律の趣旨について説明
13	平成28年7月	当事者の関係者	聴覚障害	両方	日常生活用具の区の支給基準が差別的であり、手続きが煩雑すぎる	対応終了	区の支給基準について説明、手続きに関しては可能な限り支援する
14	平成28年7月	当事者	難病	その他	・障害者差別解消支援地域協議会に障がい当事者を入れるべき ・障害者差別の禁止に関する条例をつくるか	対応終了	法律の趣旨及び区の取組について説明
15	平成28年7月	当事者	聴覚障害	合理的配慮の不提供	マイナンバーカードの受取予約の連絡先に、FAX番号の記載がない	対応終了	所管課において筆談等により代行
16	平成28年8月	当事者の関係者	聴覚障害	不当な差別的取扱い	企業が、障がい者だけ試用期間を短く設定するのは差別ではないか	対応終了	障がい者差別の雇用分野に関する相談は、障害者雇用促進法に規定(相談窓口である、ハローワーク等を紹介)
17	平成28年8月	当事者の関係者	聴覚障害	合理的配慮の不提供	マイナンバーカードを紛失・盗難した時の連絡先に、FAX番号の記載がない	対応終了	所管課へ情報提供、案内ちらしにFAX番号を入れて差替え済み
18	平成28年9月	当事者	肢体不自由	不当な差別的取扱い	区の相談機関に行ったところ相談を拒否されたことは、差別ではないか。	対応終了	所管課に状況確認、本人に法律の趣旨について説明
19	平成28年9月	当事者	肢体不自由	不当な差別的取扱い	(上記の件について)相談窓口相談しようとしたところ、音声レコーダーで記録されたことは、差別ではないか	対応終了	所管課に状況確認、本人に法律の趣旨について説明
20	平成28年12月	当事者の関係者	肢体不自由	不当な差別的取扱い	所属しているサークルの代表が、障がい者の参加を拒否した	対応終了	所管課に情報提供、相談者に法律の趣旨について説明
21	平成29年1月	当事者	精神障害	不当な差別的取扱い	酩酊した人同士の争いに巻き込まれたので警察に相談したところ、丁寧に対応してもらえなかった	対応終了	法律の趣旨について説明